

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	7 - 関東 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月 5 日
【会社名】	イオンモール株式会社
【英訳名】	EON Mall Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 恵司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
【電話番号】	0 4 3 ( 2 1 2 ) 6 4 5 0
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経財担当 速水 英樹
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
【電話番号】	0 4 3 ( 2 1 2 ) 6 4 7 4
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経財担当 速水 英樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第41回無担保社債（5年債） 33,400百万円 第42回無担保社債（10年債） 16,600百万円 計 50,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2025年10月14日
効力発生日	2025年10月22日
有効期限	2027年10月21日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 200,000百万円  
(200,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	イオンモール株式会社第41回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金33,400百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金33,400百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年2.121%
利払日	毎年6月11日及び12月11日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年6月11日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各11日にその日までの前半が年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2030年12月11日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2030年12月11日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年12月11日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルA マイナス）の信用格付を2025年12月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本（注）6に定める方法により公告する。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行

をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
  - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載して行う。
7. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
  - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
  - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 費用の負担
- 以下に定める費用は当社の負担とする。
- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
  - (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用
11. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,400	1. 引受人は、本社債の 全額につき、共同し て買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金40銭とす る。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	6,300	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,000	
ゴールドマン・サックス証券株式 会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	2,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	1,000	
計	-	33,400	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	イオンモール株式会社第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金16,600百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金16,600百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.867%
利払日	毎年6月11日及び12月11日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年6月11日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各11日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2035年12月11日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2035年12月11日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年12月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年12月11日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第41回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第41回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2．当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
----------------	--

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルAマイナス）の信用格付を2025年12月5日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471
2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
3. 社債の管理  
 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人  
 株式会社みずほ銀行
5. 期限の利益喪失に関する特約  
 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本（注）6に定める方法により公告する。  
 (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。  
 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。  
 (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。  
 (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。  
 (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。  
 (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法  
 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）に掲載して行う。
7. 社債要項の公示  
 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本（注）6に定める公告に関する費用

(2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,200	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,100	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,500	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	1,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	500	
計	-	16,600	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
50,000	237	49,763

(注) 上記金額は、第41回無担保社債及び第42回無担保社債（グリーンボンド）の合計金額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,763百万円のうち、第41回無担保社債の差引手取概算額33,252百万円は、30,000百万円を2026年3月31日償還予定の第27回無担保社債の償還資金に、残額を2022年12月から2025年6月までに行った、当社海外子会社であるChangsha Wangcheng Mall Investment Limitedへの投融資により減少した手元資金の一部に充当する予定であります。

また、第42回無担保社債（グリーンボンド）の差引手取概算額16,511百万円は、全額を2022年12月から2025年6月までに行った、当社海外子会社であるChangsha Mall Investment Limited及びChangsha Wangcheng Mall Investment Limitedの2社への投融資により減少した手元資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該2社は2022年12月から2025年6月までに、それぞれ当社海外子会社であるCHANGSHA MALL COMMERCIAL DEVELOPMENT CO., LTD.及びChangsha Mall Xiangjiang New Area Commercial Development Co., Ltd.への投融資を通じて「グリーンファイナンス・フレームワーク」（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。）の適格プロジェクトであるイオンモール長沙星沙及びイオンモール長沙湘江新区に対する設備投資資金として37,135百万円を支出しております。

上記設備投資資金のうちイオンモール長沙湘江新区に関する設備投資計画は、本発行登録追補書類提出日現在（ただし、既支払額については2025年6月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	賃貸収益 年間予定額 (百万円)	投資予定金額		着工及び完成	
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着工	完成
AEON MALL (HUNAN) XIANGJIANG NEW AREA BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD. Changsha Mall Xiangjiang New Area Commercial Development CO.,LTD.	イオンモール 長沙湘江新区 (湖南省長沙市)	中国	モール	113,000	2,264	33,587	22,837	2024年1月	2025年11月

(注) 1. 海外現地法人の決算期は12月末。

2. 上表に係る残所要額10,750百万円は、借入金、預り保証金、自己資金等にてまかなう予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<イオンモール株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、イオンモール株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を発行するにあたり、以下のとおり、「グリーンファイナンス・フレームワーク」(以下「本フレームワーク」という。)を策定しました。本フレームワークは、「グリーンボンド原則2025」((注)1.)、「グリーンローン原則2025」((注)2.)、「グリーンボンドガイドライン(2024年版)」((注)3.)並びに「グリーンローンガイドライン(2024年版)」((注)4.)に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンドオピニオンをR&Iより取得しております。

(注)1. 「グリーンボンド原則2025」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下グリーンボンド原則といえます。

(注)2. 「グリーンローン原則2025」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション&トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下グリーンローン原則といえます。

(注)3. 「グリーンボンドガイドライン(2024年版)」とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

(注)4. 「グリーンローンガイドライン(2024年版)」とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

グリーンファイナンス・フレームワークについて

### 1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトに対する新規投資及び既存のリファイナンスに充当される予定です。なお、既払の支出等に充当する場合は、有効期限のある認証を取得した適格プロジェクトについては資金調達時点で有効期限内のプロジェクトを対象とし、それ以外のプロジェクトについてはグリーンファイナンスの資金調達から遡って36ヶ月以内に実施されたプロジェクトを対象とします。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	関連するSDGs
グリーンビルディング/ エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の(1)もしくは(2)を満たす建物の建設、改修、更新に係る費用並びに物件取得に係る費用</li> <li>(1) 下記のいずれかの認証を取得した（あるいは取得予定）であること <ul style="list-style-type: none"> <li>CASBEE建築におけるA, Sランク</li> <li>2024年3月末日以前に取得したBELS（平成28年度基準）における5つ星</li> <li>2024年4月1日以降に取得したBELSにおける事務所等（ ）用途はレベル5以上、病院等（ ）用途はレベル4以上（非住宅）</li> <li>建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度に基づく</li> <li>DBJ Green Building認証における3つ星, 4つ星, 5つ星</li> <li>LEED認証におけるSilver, Gold, Platinum</li> <li>BREEAM認証におけるVery good, Excellent, Outstanding</li> <li>ZEB認証におけるZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented</li> <li>LOTUS認証におけるGold, Platinum</li> <li>EDGE認証におけるCertified, Advanced, Zero Carbon</li> <li>GreenRE認証におけるGold, Platinum</li> <li>GREENSHIP (New Building) におけるPlatinum</li> <li>緑色建築設計標識における二星級, 三星級</li> <li>東京都建築物環境計画書制度における評価段階2, 評価段階3</li> </ul> </li> <li>(2) 建築物の省エネ性能を示す指標（BEI等）がZEB基準の水準相当を満たしていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</li> <li>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</li> <li>11 住み続けられるまちづくりを</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の設置</li> <li>・再生可能エネルギーに由来するCO2フリー電源の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</li> <li>13 気候変動に具体的な対策を</li> <li>17 パートナースhipで目標を達成しよう</li> </ul>
クリーン輸送 / 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV充放電設備の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</li> <li>12 つくる責任つかう責任</li> <li>17 パートナースhipで目標を達成しよう</li> </ul>
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかの生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証を取得するための緑地づくりや管理・利用などの取り組みに係る費用</li> <li>ABINC認証（認証団体：いきもの共生事業推進協議会 ABINC (Association for Business Innovation in harmony with Nature and Community)</li> <li>SEGES認証（認証団体：SEGES評価・認定委員会）</li> <li>SITES認証（認証団体：Green Business Certification Inc. (GBCI)）</li> <li>JHEP認証（認証団体：公益財団法人日本生態系協会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 住み続けられるまちづくりを</li> <li>12 つくる責任つかう責任</li> <li>13 気候変動に具体的な対策を</li> <li>15 陸の豊かさを守ろう</li> <li>17 パートナースhipで目標を達成しよう</li> </ul>

## 2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの資金使途とする適格クライテリア及びそれを満たす適格プロジェクトについては、財務部が候補を選定し、地域サステナビリティ推進部、建設計画部等社内関係各部との協議を経て、当社の経営会議及び取締役会で審議の上、最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しております。

### < 工事に伴う騒音・振動 >

- ・設置国・地域・自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可等の取得
- ・必要に応じた環境アセスメント等の手続
- ・地域住民への十分な説明

### < 環境汚染、持続可能な調達 >

- ・当社の企業倫理・行動基準、人権方針、調達方針、環境方針、コーポレート・ガバナンスガイドライン等に沿った調達、環境汚染の防止、労働環境・人権への配慮の実施

## 3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金の管理は、当社の財務部が行います。同部にて適格プロジェクトに係る支出を管理し、資金の充当額及び未充当額を追跡します。関係会社が主体となる適格プロジェクトについては、当社からプロジェクトを実施する関係会社に出資等を行います。資金充当状況については、年次で財務担当役員による確認を行います。なお、調達資金は、適格プロジェクトに充当するまでの間、現金または現金同等物にて管理、もしくは譲渡性預金等、安全性及び流動性の高い資産で運用します。

また、適格プロジェクトへの充当期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、当社ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

## 4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングについて、当社ウェブサイト等にて開示します。初回の開示は、グリーンファイナンス調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

### 資金充当状況レポートニング

当社はグリーンファイナンスで調達した資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について、年次で開示する予定です。

- ・調達金額
- ・充当金額、未充当金の残高及び運用方法
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

### インパクト・レポートニング

当社はグリーンファイナンス調達から償還されるまでの間、適格プロジェクトによる環境改善効果に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において、年次で開示する予定です。

適格プロジェクト	レポートニング項目
環境性能の高い建物の建築、改修、更新に係る費用並びに物件取得に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境認証を取得する物件の概要</li> <li>・認証取得状況（認証取得後は取得した認証の水準）</li> </ul>
太陽光発電設備の設置 再生可能エネルギーに由来するCO <sub>2</sub> フリー電源の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の導入実績</li> <li>・年間発電量</li> <li>・調達した電力量、CO<sub>2</sub>排出削減量</li> </ul>
EV充放電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV充放電設備の導入実績</li> <li>・CO<sub>2</sub>排出削減量</li> </ul>
生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証を取得するための緑地づくりや管理・利用などの取り組みに係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した認証の種類</li> <li>・認証対象面積</li> </ul>

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

**第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】****第1【公開買付け又は株式交付の概要】**

該当事項なし

**第2【統合財務情報】**

該当事項なし

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付  
子会社との重要な契約）】**

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日） 2025年5月23日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度 第115期中（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日） 2025年10月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年12月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年5月26日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年7月7日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年12月5日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づき判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イオンモール株式会社本店  
（千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1）

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし